

## 公募要領

### 1. 業務名称

神戸市地球温暖化防止実行計画の改定支援業務

### 2. 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

別紙「仕様書」のとおり

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※仕様書は、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえ、確定する。

#### (3) 事業規模（契約上限額）

金 5,500,000 円（消費税及び地方消費税込み）

#### (4) 契約期間

契約締結後～2025 年 10 月 31 日（金曜）

#### (5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則（昭和 39 年規則第 120 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

本市の検査を経て、受注者の請求に基づき、支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙「委託契約書頭書（案）」及び「委託契約約款」参照

### 4. 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 6・7 年度神戸市物品等請負競争入札参加資格を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく除外措置を受けていないこと。

## 5. スケジュール

公募要領の配布開始日	2025年3月18日（火曜）14時以降
参加申請関係書類・質問書の提出期限	2025年4月10日（木曜）17時まで（必着）
質問書に対する回答	2025年4月11日（金曜）（予定）
応募書類の提出期限	2025年5月1日（木曜）17時まで（必着）
企画提案審査会の開催	2025年5月14日（水曜）
選定結果通知・公表	2025年5月中旬（予定）
契約締結・事業開始	2025年5月下旬（予定）

## 6. 応募手続き等に関する事項

### (1) 実施要領等の配布

配布開始	2025年3月18日（火曜）14時以降
配布書類	①公募型プロポーザル実施要領（本書） ②仕様書 ③契約書（案） ④各種様式
掲載場所	以下神戸市ホームページにて掲載 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/business/zerocarbonplan2025.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/business/zerocarbonplan2025.html</a> ※直接配布、郵送等による配布は行わない。

### (2) 参加申請手続き

受付期間	2025年3月18日（火曜）から2025年4月10日（木曜）17時まで
提出書類	（様式第1号）参加申込書兼誓約書 （様式第2号）法人・団体概要（法人・団体のパンフレット等があれば、要添付）
通知	資格要件を満たさなかった場合のみ、電子メールにて通知する。

### (3) 質問の受付

受付期間	2025年3月18日（火曜）から2025年4月10日（木曜）17時まで
提出書類	（様式第3号）質問書
回答方法	参加者全員に対して、2025年4月11日（予定）に電子メールにより回答する。 ※面会又は電話による質問は受け付けない。 なお、質問書への回答を以て、本公募要領及び仕様書の補完とする。

(4) 応募書類の提出

受付期間	2025年3月18日(火曜)から2025年5月1日(木曜)17時まで
提出書類	<p>企画提案書(項目「エ」類似業務実績)の記載のみ様式第4号、他は任意様式)</p> <p><b>【様式】</b></p> <p>A4版(縦横自由)で作成し、PDFデータに変換すること。表紙、目次をつけ、表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。</p> <p><b>【記載必須項目】</b></p> <p>ア) 業務の実施方法</p> <p>仕様書中の「5. 業務内容」に示す業務の実施方法を具体的に提案すること。</p> <p>イ) 業務の実施計画</p> <p>委託業務に係る作業の実施計画(スケジュール)について記載すること。</p> <p>ウ) 業務の実施体制</p> <p>業務遂行責任者、従事者の人数と役職、役割分担、社内での協力体制、主な執行場所及び連絡先を記載すること。</p> <p>エ) 類似業務実績</p> <p>(様式第4号)業務実績等に記載すること。</p> <p>※過去5年以内に、地方公共団体から以下a、bの業務を受託した場合、及び業務遂行責任者が類似業務を担当した場合は、その実績を記載すること。</p> <p>a. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定関係業務</p> <p>b. 地方公共団体の環境基本計画、環境保全計画、またはこれに類する計画の策定業務</p> <p>※上記業務実績がない場合は、業務遂行責任者の氏名、担当業務、所属事務所、役職、保有資格のみを記載すること。</p> <p>オ) 見積書</p> <p>作業項目ごとの詳細な内訳、その総額、消費税額を記載すること。</p> <p>※本業務の履行のために使用する機材等一式は受託事業者の責任と費用により調達(事業費に計上)すること。</p> <p>※見積金額は、契約上限額を超えないこと。</p>

(5) 注意事項

提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。ただし、契約締結に向けた仕様書等の事前協議によっては、一部、提案のとおりには実施しない場合がある。

(6) 上記(2)～(4)の提出先・提出方法

本要領「8(2)問い合わせ先」のメールアドレスまで、電子メールで送付し、タイトルは「実行計画の改定支援業務」とすること。

※直接提出、郵送等による提出は受け付けない。

## 7. 選定に関する事項

### (1) 選定方法

- ① 提出された事業企画書・提案等について、見積価格のみならず、当該業務への適合性、業務完遂能力などの内容点を評価する企画提案方式により、2025年5月14日(予定)に神戸市役所にて行う企画提案審査会での審査をもとに受託候補者を決定する。
- ② 企画提案審査会の詳細については、参加申請者に対し後日案内を送付する。

### (2) 企画提案審査会

- ① 応募者は、提案事項の内容説明(プレゼンテーション)を行い、その後、審査委員からの質疑を受ける。1団体につき説明時間は15分以内とし、審査員からの質疑時間は15分程度とする。なお、説明は本業務に携わる者(責任者又はこれに準ずる者)が行うこととし、説明者・参加者は原則3名までとする。
- ② 提案内容の説明にあたり、モニター及びHDMI接続端子については神戸市が用意する。使用するパソコン及びその他必要な機材は応募者が用意すること。

### (3) 審査基準

- ① 企画提案審査会においては、受託候補者の優先順位を決定するものであり、下記の審査基準に基づいて審査し、審査員の点数の合計(評価点)が最も高い者を受託候補者とする。
- ② 評価点が同点の事業者が複数あった場合は、評価項目のうち「実施計画・実施体制・業務実績」の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- ③ 評価点が、満点の6割に達していない場合は、受託候補者として選定しないことがある。応募者が1者の場合も同様の扱いとする。
- ④ 受託候補者とは契約締結の事前協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を行う。

【審査基準】

内 訳	審査項目	審査ポイント	配点
内容点	実施方法	・課題の整理や資料調査等の実施手法において、具体的かつ適切な提案となっているか。	15点
		・神戸市の現況を把握し、市の特性を踏まえた提案となっているか。	15点
		・算定根拠が明確となり、適切な推計方法・算定結果が見込める提案となっているか。	10点
	実施計画・ 実施体制・ 業務実績	・業務計画については、作業進行が効率的で、確実性があるか。	10点
		・業務の執行に必要な人員と体制が十分に確保されているか。	15点
		・本業務を遂行できる経験と実績を有しているか。	20点
価格点	見積金額	・配点×(最低見積金額÷当該見積金額) (少数第1位四捨五入)	5点
地域点	・地元企業(提案者の本社所在地が神戸市内)	10点	10点
	・準地元企業(本社が市内にないが、支店等が神戸市内)	5点	
合計			100点

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の応募書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が本公募要領に定める契約上限額を超過しているとき

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに選定した事業者名、評価点と、他の応募者の評価点を掲載する。

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 応募書類の提出に係るすべての費用については、応募者の負担とする。
- ② 提出書類の返却はしない。なお、神戸市は事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- ③ 提出書類は、受託候補者の選定後、神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)第10条に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開

の対象となる。

- ④ 期限後の提出書類の差替え及び再提出は一切受付けない。
- ⑤ 提出書類に対し、必要に応じて神戸市よりヒアリングを実施する場合がある。
- ⑥ 参加申込み後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦ 本公募は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や委託料を変更し、又はこの募集に基づく契約を締結しないことがある。

## (2) 問い合わせ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 3階

神戸市環境局脱炭素推進課

電子メールアドレス [zerocarbon@city.kobe.lg.jp](mailto:zerocarbon@city.kobe.lg.jp)

電話 (078)595-6213